

第7期鹿島市高齢者保健福祉計画（案）の概要

1 計画の法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項及び第7項の規定に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものです。

一方、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」は、介護保険事業の円滑な実施に関する計画として本計画との強い連携が求められる計画ですが、介護保険者である杵藤地区広域市町村圏組合が策定することになります。

老人福祉法（昭和38年法律第133号）抜粋

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法（平成9年法律第123号）抜粋

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 鹿島市高齢者保健福祉計画とは

高齢社会において全ての高齢者が生きがいとゆとりを持ち安心して生活していくためには、高齢者に対する雇用・生涯学習・住環境の整備等を推進していくとともに保健・医療・福祉の仕組みを体系的に整備し、必要なサービスを効果的・効率的に提供していくことが必要です。

鹿島市においては、平成12年度から始まった介護保険制度における「介護保険事業計画」に合わせ「鹿島市高齢者保健福祉計画」を策定し、3年毎にその整合性を図るために見直しを行ってきました。

これまでの計画の進捗状況を検証し、その成果と課題を踏まえて、基本理念を「生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくり」とし、全ての高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、安心して生活できる社会の実現を目指し、総合的、体系的な高齢者保健福祉サービスの供給体制を計画的に整備するものです。

3 計画期間

次の計画期間は、介護保険事業計画との整合性を図るため、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画とし、その後も3年毎に見直しを行う予定です。

4 計画を取り巻く背景

(1) 高齢者人口の増加

わが国の高齢者（65歳以上）の人口が総人口に占める割合は、平成27年の時点で26.6%であったものが、団塊の世代が全て75歳以上になる平成37年には30.0%にまで増加すると推計されています。（総務省「平成27年国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」）

(2) 介護保険制度改革

① 経過

平成24年2月に策定された税と社会保障の一体改革大綱を皮切りに、平成25年8月に示された社会保障制度改革国民会議報告書に基づく「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法案）」の施行（平成25年12月）により介護保険制度改革の道筋が示されました。

これにより、平成26年6月に成立した「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（地域医療・介護総合確保推進法）」で示された介護分野における地域支援事業の充実・多様化など、介護保険制度改革が順次施行されています。

② 今後の介護保険制度

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、第7期介護保険事業計画が平成30年度から始まることを踏まえ、以下の必要な措置を講ずるとされています。

ア 地域包括ケアシステム（医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制）の深化・推進

- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・認知症に関する施策の総合的な推進を制度上明確化

イ 医療・介護の連携推進

- ・新たな介護保険施設として「介護医療院」の創設
- ・現行の介護療養病床の経過措置期間について6年間延長（H36.3.31まで）

ウ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・高齢者と障がい者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス事業所」の創設
- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化

エ 介護保険制度の持続可能性の確保

- ・現役世代並みの所得を有する者の利用者負担割合の見直し
- ・医療保険者へ介護納付金における標準報酬総額に応じた負担導入

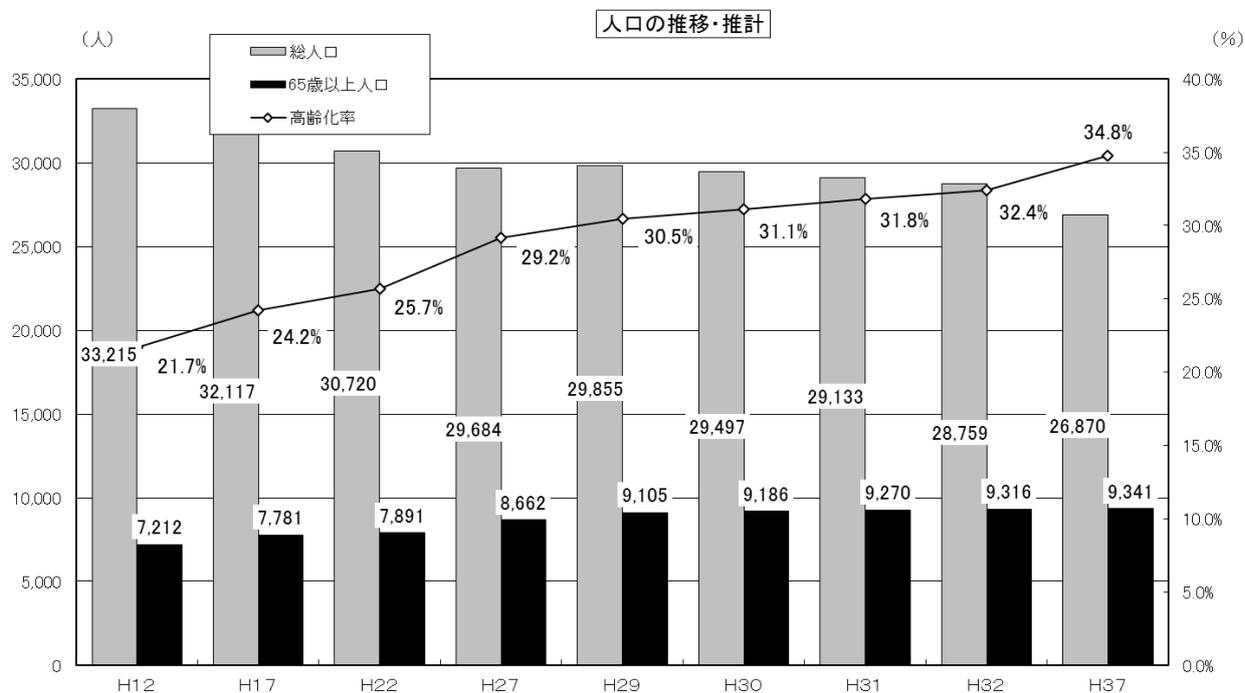
5 鹿島市における高齢者の現状と将来推計

(1) 高齢者等の状況

鹿島市の人口は、平成29年9月末現在において29,855人（住民基本台帳）で、うち65歳以上の高齢者人口は9,105人（高齢化率30.5%）、認定者数は1,7

26人（認定率18.9%）となっています。

杵藤地区広域市町村圏組合の推計によると、平成37年同期における高齢者人口は9,341人（高齢化率34.8%）、認定者数1,920人（認定率20.6%）と予想されており、全国平均より早い速度で高齢化が進んでいます。



*平成27年までは国勢調査、平成29年は9月末日現在の住民基本台帳による(外国人含む)
平成30年以降は杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画における推計値(外国人含む)

人口の推移・推計

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年
総人口(人)	33,215	32,117	30,720	29,684	30,234
40～64歳	10,926	10,820	10,399	9,556	9,495
65歳以上	7,212	7,781	7,891	8,662	8,957
65～74歳	4,044	3,847	3,482	4,000	4,156
75歳以上	3,168	3,934	4,409	4,662	4,801
高齢化率(%)	21.7%	24.2%	25.7%	29.2%	29.6%
区分	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口(人)	29,855	29,497	29,133	28,759	26,870
40～64歳	9,317	9,131	8,975	8,839	8,133
65歳以上	9,105	9,186	9,270	9,316	9,341
65～74歳	4,243	4,348	4,419	4,531	4,096
75歳以上	4,862	4,838	4,851	4,785	5,245
高齢化率(%)	30.5%	31.1%	31.8%	32.4%	34.8%

*平成27年までは国勢調査、平成28・29年は9月末日現在の住民基本台帳による(外国人含む)
平成30年以降は杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画における推計値(外国人含む)

(2) 計画最終年度における高齢者の状況

鹿島市の65歳以上の高齢者人口は、平成29年9月末現在で前期高齢者(65歳～74歳)4,243人、後期高齢者(75歳以上)4,862人の合計9,105人となっています。

また、杵藤地区広域市町村圏組合の推計によると、本計画の最終年度である平成3

2年同期の高齢者人口は、前期高齢者が4,531人、後期高齢者が4,785人の合計9,316人と見込まれています。

このことから、平成30年度から平成32年度までの計画期間中、後期高齢者人口は77人と微減なのに対して、前期高齢者人口は288人と大幅に増加することが留意すべき点となります。

6 他の計画との整合性について

(1) 第六次鹿島市総合計画

計画期間（平成28～32年度）において、高齢者保健福祉計画の推進を基本計画の主要施策に掲げ、介護予防の推進、生活支援体制の充実、生きがいの推進及び地域ケア体制の整備を図ることとしています。

(2) 第二次鹿島市地域福祉（活動）計画

社会福祉法に基づく地域福祉の推進の理念としての計画で、計画期間（平成30～34年度）において、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題の解決やその解決体制づくりについて、必要な施策等を取りまとめたものです。

なお、本年度は見直しの年となっており、策定協議が進められています。

(3) 第7期杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画

杵藤地区広域市町村圏組合が策定する介護保険法に基づく介護保険事業計画は、市町村が策定する高齢者保健福祉計画と合わせて、3年毎に見直しをすることになっています。

本年度は、その見直しの年で、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間となります。

杵藤地区広域市町村圏組合圏内における高齢者人口は、平成29年9月末時点で48,202人（高齢化率31.1%）となっていますが、平成32年同期に49,369人（高齢化率33.0%）、平成37年同期には49,339人（高齢化率35.1%）と予想され、鹿島市より早い速度で高齢化が進んでいくことが推計されています。

介護認定者数やサービス利用者数も緩やかな増加傾向で推移し、この傾向は圏内の構成市町においても同様の傾向と予想されています。

また、計画策定にあたっては「住み慣れたところで、自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムに対応した各種施策を展開される予定です。

7 計画策定体制及び策定後の点検体制

この計画の策定に当たっては、医療・保健・福祉の関係者や学識経験者、一般市民の代表者、関係行政機関の代表者で構成する「鹿島市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の協議を行い、各委員の専門的な立場からの助言・意見等を受けながら検討を行います。

また、施策の対象となる高齢者の状況やニーズを収集するため、一般高齢者や要介護認定者等を対象とした高齢者実態調査を実施しました。

計画策定後は、広報や地域説明会等を通して当計画に対する市民の理解を深め、将来必

要とされる高齢者の保健福祉サービスの供給体制を整備します。

8 第7期鹿島市高齢者保健福祉計画の政策目標と重点課題

鹿島市の人口は減少傾向にあり、出生率の低下、平均寿命の伸びにより、全国平均を大きく上回るスピードで高齢化が進んでいます。

このような状況を踏まえて、第7期高齢者保健福祉計画を策定するに当たっては、政策目標と重点課題を掲げ、具体的施策を設定することにより、高齢者やその家族などの支援者の今後の生活設計の指針と、高齢社会の将来展望を明らかにしていきたいと考えています。

(1) 基本的な政策目標

本計画は、その基本理念を「生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくり」とし、全ての高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、安心して生活できる社会の実現を目指します。

(2) 重点課題

① 介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気に生活するには、できるだけ自立した生活を続けて要介護状態にならないことが重要であり、介護が必要になる前の状態にある人から軽度の要介護者までを対象として実施する「地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」の対象者を的確に把握し、生活機能の維持と向上のために効果的な事業を展開します。

⇒地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）、生活習慣病予防など

② 生活支援体制の充実

全ての高齢者が生きがいとゆとりのある生活を送るためには、介護保険の対象とならない高齢者も含めた保健福祉施策を積極的に展開していく必要があります、その中でも要介護・要支援状態ではないが自立に不安な高齢者が安心して生活していくための支援体制を重点整備します。

⇒生活支援事業、施設サービス、老人福祉センターなど

③ 生きがいつくりの推進

高齢者の生きがいつくりを推進していくためには、就労の場を確保するとともに元気な高齢者が介護の担い手としても活躍できる体制整備を行い、趣味や芸能を生かした文化活動や地域における高齢者の豊かな経験と知識を生かした社会貢献活動を積極的に推進します。

⇒健康づくり事業、生きがいつくり事業、就労対策など

④ 地域ケア体制の整備

高齢者を地域全体で支えていくためには、保健・医療・福祉・生涯学習等の様々な分野における地域資源を幅広く活用し、各分野の専門職と地域住民が協働した地域ケア体制を構築していくことが重要であり、地域包括支援センターがその中核機関としてケアマネジメント機能を強化し、高齢者への生活支援を推進します。

また、公共施設のバリアフリー化や住宅環境の整備だけでなく、災害時の安全確保を図り、総合的に福祉のまちづくりを進めていきます。

⇒地域包括支援センターの充実、地域ケア会議の開催、高齢者の権利擁護、福祉の

まちづくり、ボランティアグループ等の活用など

9 第6期計画（平成27～29年度）との主な変更点

- 介護保険制度改革に対応した取り組みを実施
 - ・ 認知症施策の推進（初期集中支援事業）
 - ・ 在宅医療・介護連携の推進
- 地域包括ケアシステムの構築を目指した施策の展開
 - ・ 生活支援体制整備事業の推進
- 予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業へ移行
 - ・ 現行相当サービスとして順次移行